

人事行政運営等の状況を公表します

人事行政運営等の状況を公表し、その公平性や透明性を高めることを目的に、「雲仙市人事行政運営等の公表に関する条例」を制定し、本年4月から施行しています。市では、皆様に職員の任免や勤務時間その他勤務条件などの情報を正しく知っていただくために、これらの状況について、毎年、市のホームページや広報誌などを通じて公表します。

ここでは広報誌の紙面の都合上掲載できない内容についても掲載します。

また、条例の施行に伴い、今回の公表は主として平成17年度の状況を掲載しています。

問い合わせ 人事課人事給与班

平成18年度雲仙市の人事行政の運営等の状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 採用、退職(平成17年度)

	平成17年 10月11日現在	平成17年10月11日 ～平成18年4月1日		平成18年 4月1日現在
		採用者	退職者	
職員数	499人	0人	9人	490人

※職員数には、外部に派遣した職員を含みます。

(2) 平成17年度中に実施した職員採用試験の状況

平成17年度は職員採用試験を実施していません。

(3) 部門別職員数の状況と主な増減理由

各年4月1日現在(単位:人)

区分		職員数		対前年 増減数
		平成17年	平成18年	
一般行政	議会	11	5	△6
	総務	110	113	3
	税務	45	33	△12
	労働	0	0	0
	農水	68	58	△10
	商工	4	6	2
	土木	43	54	11
	民生	51	72	21
	衛生	44	32	△12
	小計	376	373	△3
特別行政	教育	59	52	△7
	小計	59	52	△7
公営企業等	水道	20	22	2
	下水道	13	11	△2
	その他	33	21	△12
	小計	66	54	△12
合計		501	479	△22

注1 地方公共団体定員管理調査個別団体表より抜粋のため、平成18年の職員数には教育長を含み、派遣職員12名は含まない。

(4) 年齢別職員数(平成18年4月1日現在)

区分	20歳 未満	20歳 ～ 30歳	31歳 ～ 40歳	41歳 ～ 50歳	51歳 ～ 60歳	60歳 以上	計
職員数	0人	97人	125人	144人	124人		490人

※職員数には、派遣職員を含みます。

(5) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

① 定員適正化目標(数・率)

現在策定中(平成18年度中に策定完了)

② 定員適正化手法の概要

現在策定中(平成18年度中に策定完了)

2 職員の給与の状況

職員の給与は、基本給としての給料と扶養手当や通勤手当などの一定の条件にあてはまる場合に支給される諸手当からなっており、市議会の議決を経て条例で定められています。

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区 分	住民基本 台帳人口	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	(参考) 前年度人件費率
17年度	人 51,386	千円 26,316,446	千円 711,880	千円 4,141,829	% 15.7	% —

※平成17年度地方財政状況調査(決算統計)より

※人件費については、特別職に支給される給料、報酬及び共済組合負担金などが含まれています

※住民基本台帳人口については、平成18年3月31日現在

(2) 職員給与費の状況(一般会計予算)

区 分	職員数 (A)	給 与 費				一人当たり給与 費(B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
18年度	人 439	千円 1,727,428	千円 284,139	千円 702,698	千円 2,714,265	千円 6,183

※職員手当には退職手当を含みません。

※給与費は当初予算に計上された額です。

(3) 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況

(平成18年4月1日現在)

会計	区 分	平均年齢	平均給料額	平均給与額
一般	一般行政職	41歳11カ月	305,206円	339,437円
	教 育 職	49歳7カ月	456,100円	534,859円
	技能労務職	51歳4カ月	353,564円	369,734円
簡易水道	一般行政職	32歳0カ月	235,933円	256,449円
	技能労務職	49歳11カ月	341,300円	360,300円
下水道 と畜	一般行政職	40歳6カ月	314,709円	353,429円
	技能労務職	57歳9カ月	388,600円	397,100円
国民宿舎	技能労務職	51歳1カ月	310,672円	329,352円
	一般行政職	41歳0カ月	312,922円	347,514円
企業(上水)	一般行政職	41歳0カ月	312,922円	347,514円
	技能労務職	51歳3カ月	372,700円	391,567円

(4) 職員の初任給の状況

(平成18年4月1日現在)

区 分		雲 仙 市	国
		決定初任給	決定初任給
一般行政職	大学卒	170,200円	170,200円
	高校卒	138,400円	138,400円
教 育 職	大学卒	179,600円	—
技能労務職	高校卒	135,600円	—
	中学卒	123,900円	—

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

(平成18年4月1日現在)

区 分		平 均	経験年数			
			10年以上	20年以上	30年以上	
			15年未満	25年未満	35年未満	35年以上
一般行政職	大学卒	276,200円	260,000円	362,600円	411,500円	418,700円
	高校卒	336,900円	226,500円	333,100円	406,800円	423,100円
技能労務職	高校卒	339,800円	—	287,800円	351,800円	369,300円

※平成18年度地方公務員給与実態調査データより

(7) 職員手当の状況

区 分	内 容				1人当たり 平均支給額 (H17一般会計)	支給実績 (H17一般会計)
	雲仙市		国			
期末手当 勤勉手当	(平成18年度支給割合)				—	684,692千円
	期末手当		期末手当			
	6月期 1.4 月分	0.725 月分	1.4 月分	0.725 月分		
	12月期 1.6 月分	0.725 月分	1.6 月分	0.725 月分		
	計 3.0 月分	1.45 月分	3.0 月分	1.45 月分		
職務上の段階、職務の級等による加算措置 有				有		
一般行政職の場合				3級 5% 4級、5級 10%		
3級 5%、4級、5級、6級 10%				6級、7級 15% 8級以上 20%		

区 分	内 容	1人当たり 平均支給額 (H17一般会計)	支給実績 (H17一般会計)	国の制度 との異同	国の制度と異なる 内容
地域手当	対象地域 長崎市 給料、扶養手当、管理職手当合計額の3%	—	76千円	同じ	無
特殊勤務手当	伝染病処理手当	伝染病処理業務	作業1回につき 1,000円	—	1,018千円
	滞納処分事務手当	滞納処分業務	1日につき500円		
	滞納徴収手当	滞納徴収業務	1日につき300円		
	行旅病人及び死亡人取扱い手当	行旅病人及び死亡人取扱業務	1件につき(病) 1,000円 1件につき(死) 2,000円		
	社会福祉業務手当	社会福祉業務	家庭訪問に従事した日 1日につき 200円		
時間外勤務 手当	保育士手当	保育業務	1月につき 2,000円		
	(俸給月額＋月額支給特殊勤務手当) × 12 × (支給割合) 1週間当たりの勤務時間 × 52 - 8 × 18	—	164,042千円	異	算出方法 の相違 注1
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族2人目まで1人 6,000円 被扶養者でない配偶者がいる場合の1人目の子等 6,500円 配偶者がいない場合の1人目11,000円 3人目から1人5,000円 16歳～22歳までの子1人5,000円加算	—	68,952千円	同じ	無
住居手当	(借家・借間) ア 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額 イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1 (その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円) に11,000円に加算した額 〔自宅〕 その所有に係る住宅のうち当該新築又は購入の日から起算して5年を経過していないものに居住している職員で世帯主であるもの 2,500円	—	18,332千円	同じ	無
通勤手当	交通機関等利用者には運賃相当額支給 (支給限度額55,000円) 自動車等の使用者には通勤距離の区分に応じて支給 (支給限度額24,500円)	—	16,756千円	同じ	無
管理職手当	管理職員に対し給料の10～16%支給	—	65,461千円	異	支給区 分・支給 額の相違
宿日直手当	宿日直勤務につき 4,200円	—	2,260千円	同じ	無

※1人当たり平均支給額(平成17年度)については、雲仙市に合併のため省略

※支給実績(平成17年度)については、旧町及び雲仙市にける支給額の合計(平成17年度地方財政状況調査(決算統計)より)

注1 国における勤務1時間当たりの支給額の算出方法 (俸給月額＋月額支給特殊勤務手当) × 12 × (支給割合)

1週間当たりの勤務時間 × 52

区 分	雲仙市		国	
退職手当	支給率	勤奨・定年 自己都合	勤奨・定年 自己都合	
	勤続20年	30.55 月分 23.50 月分	30.55 月分 23.50 月分	
	勤続25年	41.34 月分 33.50 月分	41.34 月分 33.50 月分	
	勤続35年	59.28 月分 47.50 月分	59.28 月分 47.50 月分	
	最高限度	59.28 月分 59.28 月分	59.28 月分 59.28 月分	
	その他加算措置	2～20%加算	2～20%加算	

(8) 特別職の報酬等 (平成18年4月1日現在)

市長等の特別職の給料や市議会議員の報酬は、特別職報酬等審議会の答申を受け、市議会の審議を経て条例に定められており、現在の額は下記のとおりです。

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市区町村長	859,000 円	(参考) 類似団体における最高／最低額 960,000 円 / 747,000 円
	助 役	696,000 円	770,000 円 / 592,000 円
報 酬	議 長	430,000 円	475,000 円 / 310,000 円
	副 議 長	361,000 円	410,000 円 / 220,000 円
	議 員	344,000 円	380,000 円 / 200,000 円
期 末 手 当	(18年度支給割合)		
	市区町村長	6月期	1.60 月分
	助 役	12月期	1.70 月分
	(18年度支給割合)		
	議 長	6月期	1.60 月分
	副 議 長	12月期	1.70 月分
	議 員	12月期	1.70 月分
退 職 手 当	(算定方式)		
	特別職としての勤続期間1年につき (支給時期)		
	市区町村長	600 / 100	退職時
	助 役	360 / 100	退職時
	収 入 役	250 / 100	退職時

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況(平成17年度)

職員の勤務時間や休暇などに関しては、市の条例・規則で定められています。

(1) 一般職員の勤務時間の状況及び年次有給休暇の取得状況

	1週間の正規の勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間	休憩時間
職員の勤務時間	40時間	8時30分	17時15分	12時15分～13時	12時～12時15分 15時～15時15分

	内 容	平均取得日数
年次有給休暇	1年(暦年)につき20日を付与。中途採用職員については、2～18日を付与。残日数については、20日を上限に翌年に繰り越すことができます。	7.9日

※一般職員とは、非現業の一般職に属する職員のうち、市長部局に勤務する職員です。

※年次有給休暇の平均取得日数は平成17年1月1日から平成17年12月31日までのものです。

※平成18年度勤務条件等に関する調査より

(2) 育児休業の取得状況

育児休業を取得した職員数と取得期間

	3カ月未満	3～6カ月未満	6～9カ月未満	9カ月以上	合 計
取得者数	人	3人	2人	4人	9人

※平成18年度勤務条件等に関する調査より

(3) 介護休暇の取得状況

平成17年度の介護休暇の取得者はありません

※平成18年度勤務条件等に関する調査より

4 職員の分限及び懲戒処分の状況(平成17年度)

(1) 分限処分(地方公務員法第28条)

分限処分とは、職員の身分保障を前提としつつ、一定の事由がある場合に、本人の意に反して、その身分に不利益な変動をもたらす処分、免職、休職、降任及び降給の4種類があります。

処分の種類 処分事由	免職	休職	降任	降給
勤務実績の不良				
心身の故障		4人		
適格性の欠如			1人	
定数改廃、予算減少により過員				
刑事事件に関し起訴				
欠格条項該当				

※平成18年度地方公務員制度実態調査より

(2) 懲戒処分(地方公務員法第29条)

懲戒処分とは、職員の一定の服務義務違反に対して、公務員関係における秩序を維持するために任命権者が、職員の道義的責任を追及して科す処分です。

区 分	人数
懲 戒	
停職	1人
戒告	1人

※平成18年度地方公務員制度実態調査より

5 職員の服務の状況 (平成17年度)

職員は、あらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務の免除を受けることができます。

また、自ら営利企業を営むことその他報酬を得ていかなる事業又は事務に従事することについてもあらかじめ任命権者の許可を受けなければなりません。

内 容	許可件数
職務専念義務免除の許可 主な免除理由：人間ドック受診、消防出初式ほか	95件
営利企業等従事許可 報酬を得て事業または事務に従事することの許可	9件

※許可件数については、雲仙市合併後の許可件数です。

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況 (平成17年度)

長崎県市町村職員研修協議会や長崎県中都市経営研究会で行われる研修を受講し、職員の資質向上による仕事の効率化及び人材の育成を図っています。

(1) 職員研修の状況

長崎県市町村職員研修協議会開催分

区 分	内 容	受講者数
特別職研修	市町村長研修、助役・収入役研修、トップセミナー	1人
階層別研修	新規採用職員研修、フォローアップ研修、吏員研修ほか	0人
専門研修	行政実務コース (契約関係研修、市町村税務職員研修ほか) 能力開発・教養コース (クレーム対応研修、プレゼンテーション研修、現代マナー研修ほか) 法令コース (法制執務研修、条例・規則の考え方づくり方研修ほか) OAコース (パソコン実務研修)	0人
通信教育	階層別・行政実務、語学、OA、能力開発・教養、法令ほか	0人
県派遣研修	市町村課研修、地域政策課研修、税務課研修	0人

※受講者数については、雲仙市合併後から平成18年3月31日までの受講者数です。

(2) 勤務成績の評定の状況

平成17年度については、実施していません。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況 (平成17年度)

(1) 共済の短期給付、長期給付及び福祉事業の概要

市の職員は、長崎県市町村職員共済組合に加入し短期・長期給付を受けることができます。
(教育職、学校用務員等一部の職員は公立学校共済組合に加入しています。)

区 分	内 容
短期給付事業	組合員とその家族(被扶養者)の病気やけが、出産、死亡、休業及び災害などに対して行う給付です。
長期給付事業	組合員の退職・障害又は死亡に対して年金又は一時金の給付を行います。
福祉事業	預金事業、遺族附加年金や住宅資金等の貸付事業など組合員の生活設計に役立つような事業を行っています。
保健事業	組合員とその家族(被扶養者)の方々が、毎日の生活を健康で明るく豊かに過ごしていただくため、生活習慣病の予防、健康の保持増進などに役立つよう人間ドック助成や生活習慣改善事業、指定宿泊施設利用助成等を行っています。

(2) 職員の健康診断実施状況

定期健康診断を実施

(3) 地方公務員災害補償制度

地方公務員災害補償制度は、職員が公務上の災害(負傷、疾病、障害又は死亡)又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害の補償と被災職員の社会復帰の推進及び職員・遺族の援護を図るために必要な福祉事業を行う制度です。

平成17年度の状況 認定件数 0件

※認定件数については、雲仙市合併後の認定件数です。

(4) 公平委員会に対する措置要求、不服申立ての状況

区 分	説 明	件 数
勤務条件に関する措置の要求	措置要求とは、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、職員が適当な措置(是正)を求めることです。	0件
不利益処分に関する不服申立て	不服申立てとは、懲戒その他その意に反する不利益な処分について、職員がその取り消しや軽減を求めることです。	0件

※件数については、雲仙市合併後の件数です。